【イタリア】2013年総選挙の結果と選挙法の課題

調査企画課連携協力室・芦田 淳

*2013 年 2 月のイタリア総選挙の結果は、コメディアンのグリッロによる「5 つ星運動」の参入等により、二大政党連合制が根付いたと見られていたイタリアの政党システムの再編の可能性を示すものとなった。以下、選挙結果とともに、そこから明らかになった選挙法の課題を検討する。

1 選挙結果と選挙法

イタリアでは、現行選挙法により、下院選挙では全国で、上院選挙では州ごとに、 最多得票の候補者名簿連合(複数の候補者名簿が連結されたもので、統一候補者名簿 とは異なる。)又は候補者名簿に議席の約55%が与えられ(多数派プレミアム)、その 他の候補者名簿等には残余の議席が得票率に応じて配分される。また、両院の任期が 同じことから、常に同日選挙が行われてきた。現行選挙法に基づく過去の選挙は、実 質的に中道左派及び中道右派の二大政党連合間の競合となっており、2006年は中道左 派、2008年は中道右派が、両院で過半数の議席を得たことにより、政権を形成した。 これに対して、今回は、二大政党連合に加え、 $\lceil 5 \rceil$ つ星運動 (M5S)」及びマリオ・ モンティ(Mario Monti) 首相の「市民の選択(SC)」が新たに参入した。また、政治 に対する不満の増大は、投票率の低下(前回比 5.3%減)とともに、既成の主要政党の 得票の減少と、M5S の伸張をもたらした(注 1)。その結果、2013 年選挙は、実質的 に4勢力間の競合となった。選挙結果は、下表のとおりである(注2)。下院選挙では、 中道左派連合が多数派プレミアムにより過半数の議席を得た。しかし、上院選挙の州 単位の多数派プレミアムでは、二大政党連合の拮抗等により議席の過半数を得る勢力 がなく、全国単位の多数派プレミアムの下院とは議席構成が大きく異なる結果となっ た。両院の権限が立法及び政府の信任について対等なイタリアにおいて、両院におけ るこうした構成の相違は、政権の樹立及び運営にあたって深刻な問題であり、選挙法 の改正等があらためて俎上に上ることとなった。

		中道左派連合		中道右派連合		M5S	中道勢力連合		その他
		(全体)	PD	(全体)	PDL	Mos	(全体)	SC	ての他
下	得票率	29.6	25.4	29.2	21.6	25.6	10.6	8.3	5.1
院	議席数	340	292	124	97	108	45	37	0
上	得票率	31.6	27.4	30.7	22.3	23.8	9.1	_	4.7
院	議席数	113	105	116	98	54	18	_	0

表:2013年総選挙結果

(注) 在外選挙区、多数派プレミアム適用外の一部の選挙区の結果は含まない。PD は民主党、PDLは自由の人民の略称である。中道勢力連合は、上院選挙では統一候補者名簿を提出した。 (出典) 内務省資料(http://elezioni.interno.it/)より筆者作成。

2 多数派プレミアムの問題点

まず、2006 年と 2008 年の下院選挙では、5 割近く得票した二大政党連合の一方が全国単位の多数派プレミアムにより過半数の議席を得ていたのに対し、今回は、得票率と議席率の乖離が拡大し、有権者の意思の議席への正確な反映という面で負の影響が大きくなっている。次に、今回の上院選挙では、州単位の多数派プレミアムが有権者の意思の議席への正確な反映を犠牲にしながら、全国集計をした議席が政権の安定(安定した多数派及び下院と同一の多数派の形成)を保障するものでもないことがあらためて露呈された。そして、4 勢力の競合は、僅かな得票差でも、最多得票の勢力とその他の勢力に(従来の競合より)大きな議席差を生じさせる。そのため、現状では、いずれかの勢力がほぼ全ての州、特に大規模州(多数派プレミアムによる議席差の大きい州)で勝利しない限り、上院で安定した多数派は得られず、一部の州の党派支持が固定的なことと相まって、再選挙も確実な解決策とは言い難い状況である。

3 選挙法改正をめぐる議論

こうした多数派プレミアムのあり方をはじめ、現行選挙法には当初から多くの批判があり、前回総選挙以降も、小選挙区制中心の混合制への回帰を含む様々な改革が模索されていた。2012 年 10 月には、中道右派による改正案が上院憲法問題委員会で承認されており、南院とも全国で最多得票した候補者名簿連合等に約 12%の議席を与え、残りの議席を最多得票のものを含む全候補者名簿連合等で得票に応じて配分する改正が提案されていた(注 3)。しかし、この改正案も中道左派の賛成を得ておらず、今後の改正には困難が予想される。このほか、現行選挙運動規制において、テレビ・ラジオ放送、出版物については選挙運動の実質的な平等を実現すべく様々な規制がある(2000 年法律第 28 号等)のに対し、SNS 等を用いた選挙運動が注目される中、インターネットについては規定がないため、両者に対する規制の調整も焦点となっている。

注

- (1) 下院選挙で首位(候補者名簿単位)、総選挙初参加の勢力としても 1950 年代以降で最高の得票率であった。他方、SC の得票は、連合内の他党が従来得ていた票が主であったと推定される。
- (2) 上院選挙では PD が得票率首位となっている理由として、選挙権年齢の違い(下院が 18 歳以上であるのに対し、上院は 25 歳以上)に加え、上院は PD、下院は他の勢力(例えば M5S)という分割投票が一部でなされており、上院選挙における多数派プレミアムの帰趨が考慮された可能性がある。
- (3) 改正案のその他の要点は、次のとおりである。①拘束名簿を議席の3分の1にとどめ、3分の2を 非拘束名簿とし、最大2名までの選好投票を認める。②女性議員の拡大措置として、a)非拘束名 簿において片方の性の候補者は3分の2までとする、b)選好投票を2票用いる場合、男女の候補 者への投票を義務付ける、c)拘束名簿は男女交互記載とする。③阻止条項を見直し、両院とも、全 国で5%若しくは人口の5分の1に相当する選挙区で7%を得た候補者名簿、又は他の候補者名簿 と連結した場合、全国で4%を得た候補者名簿に議席を配分する。(このほか、少数言語話者に対す る例外あり。)④立候補を禁止する職を、州の閣僚にあたる州理事会構成員まで拡大する。